

令和 6 年 4 月吉日

組合員様各位

信用組合愛知商銀

## 出資に対する未払配当金の今後のお取り扱いについて

令和 7 年 4 月より、配当金の支払請求権の時効は原則 10 年の民法上の定めに従い、10 年以上経過した未払配当金についてはお支払いをしない事をお知らせいたします。

現在、当組合に出資して頂いている組合員の方に対して、年度毎の決算(利益)の結果、剰余金が生じた場合に総代会の承認を得て、出資額に応じた配当金を指定された口座にご入金させていただいておりますが、指定口座の解約等で配当金が未払いとなっている場合があります。

お心当たりのある方は、令和 7 年 3 月までにお取引店舗窓口にて未受領の配当金の受け取り手続きをして頂きますようお願いいたします。

以上